

○岩国市中小企業、小規模企業及び小企業振興基本条例

平成28年9月30日条例第31号

岩国市中小企業、小規模企業及び小企業振興基本条例

(前文)

本市は、山口県東端に位置し、瀬戸内には瀬戸内海国立公園、北部には西中国山地国定公園を有し、市の中心を流れる錦川に架かる錦帯橋は日本三名橋に数えられ、木組みの技法で造られた反り橋の構造形式は世界的にも珍しく、高い技術力が評価されている。また、古くは東西を結ぶ山陽道の宿場町、城下町として栄え、木綿織物、和紙、農産品等の各種産業が盛んであった。

現在では、錦帯橋を中心とした観光産業が進展し、重要港湾を有する臨海部では繊維、パルプ、石油化学、一般機械等の多様な工場が立地している。また、海上自衛隊や米海兵隊岩国航空基地が存在する基地のまちでもあり、基地滑走路を活用した岩国錦帯橋空港の開港を機に、陸、海、空の交通便利性をいかした経済活動が拡大し、山口県東部の中核的役割を担う都市として発展している。

こうした産業の発展は、先人たちの郷土愛に基づいたものであり、その事業、技術等の継承はもとより、市内事業者の大多数を占める中小企業者、小規模企業者及び小企業者が様々な団体と連携し、創意工夫のもと地域経済の基盤形成や人材育成、雇用創出等の中心的役割を担ってきたからである。

近年、経済のグローバル化による企業間競争の激化に加え、少子高齢化や人口減少など事業活動を取り巻く環境が大きく変化している中で、本市が持続的に発展していくためには、将来にわたり、中小企業、小規模企業及び小企業を育てていく必要がある。

よって、中小企業、小規模企業及び小企業振興の重要性に鑑み、改めて企業、行政、市民、経済団体等が、共通認識を持つとともに、その果たすべき役割を踏まえ、連携、協働し、多様で豊かな活力ある岩国市を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業、小規模企業及び小企業（以下「中小企業等」という。）が地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、本市の中小企業等の振興に関する基本的な事項を定めるとともに、市の責務及び中小企業者、小規模企業者及び小企業者（以下「中小企業者等」という。）の役割を明らかにすることにより、中小企業等の経営基盤の強化と健全な発展を図り、もって地域経済及び地域社会の持続的な発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小企業者 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に規定する事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 商工会議所、商工会及び中小企業団体等 商工会議所、商工会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げるもののほかこれらに準ずる団体で市長が特に認めるもののうち、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 大企業者 第1号から第3号のいずれかに該当する者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 商店街 小売業、飲食業及びサービス業を営む店舗が集積している地域をいう。
- (7) 商店街振興組合等 商店街にあって、主として小売業又はサービス業を営む者で構成され、これらの事業者の事業の健全な発展及び商店街の振興に寄与することを目的として組織された団体をいう。

(基本方針)

第3条 中小企業等の振興は、地域産業が栄え、かつ、活力のあるまちづくりを目標とし、次に掲げる基本方針に基づき推進するものとする。

- (1) 中小企業者等の創意工夫及び自主的な努力が尊重されていること。
- (2) 本市の地域特性を踏まえ、地域資源の活用が図られること。
- (3) 国、県と連携が図られること。
- (4) 金融機関、税理士、中小企業診断士等の専門支援機関、学術研究機関その他NPO等（以下「その他関係機関」という。）と連携が図られていること。
- (5) 市、中小企業者等、商工会議所、商工会及び中小企業団体等、大企業者、商店街振興組合等及び市民の協働が図られること。

（基本的施策）

第4条 第1条の目的を達成するため、前条の基本方針に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び創業の促進に関する施策
- (2) 中小企業者等の経営基盤の強化に関する施策
- (3) 中小企業者等の資金調達の円滑化に関する施策
- (4) 中小企業者等の人材の確保及び育成に関する施策
- (5) 中小企業者等の連携促進に関する施策
- (6) 商店街の振興に関する施策
- (7) 観光事業の育成及び観光需要の創出並びに市内消費の拡大に関する施策
- (8) 地域資源の利活用による産業の発展及び創出に関する施策
- (9) 農林漁業その他産業との連携促進に関する施策
- (10) その他関係機関との連携促進に関する施策
- (11) 中小企業者等がその事業基盤を市内に維持しつつ行う国内外における事業展開への支援に関する施策
- (12) 専門事業者の育成に関する施策

（市の責務）

第5条 市は、市民の理解と協力を得ながら、国、県その他の関係機関との連携及び協力を図り、社会経済情勢の変化に対応した中小企業等の振興に努め、基本的施策を実施する責務を有する。

- 2 市は、中小企業等が地域経済の活性化、市民生活の向上及び個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、市民の理解を深めるよう努めなければならない。
- 3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意するとともに専門性及び地域性に配慮し、市内の中小企業者等の受注機会の増大に努めなければならない。
- 4 市は、前条の基本的施策に基づき基本計画を策定するものとする。

（中小企業者等の役割）

第6条 中小企業者等は、経済的社会的環境の変化に即応し、経営革新及び経営基盤強化に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 中小企業者等は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の安定を図り、かつ、従業員の福利の向上及び人材の育成に努めるものとする。
- 3 中小企業者等は、地域経済の振興を図るため、市内において生産、製造又は加工される産品（以下「市産品」という。）の利活用に努めるものとする。
- 4 中小企業者等は、商工会議所、商工会及び中小企業団体等への加入に努めるものとする。
- 5 中小企業者等は、他の中小企業者等、商工会議所、商工会及び中小企業団体等、大企業者、商店街振興組合等、市民等との交流に努め、互いの協力関係によって、一層の事業の発展を図ることに努めるものとする。
- 6 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を果たし、地域社会との調和を図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

（商店街で事業を営む者の役割）

第7条 商店街で事業を営む者は、商店街の振興を図るため、商店街振興組合等への加入に努めるものとする。

- 2 商店街で事業を営む者は、商店街振興組合等が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより、当該事業に協力するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第8条 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等がともに地域社会の発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者等との連携を図り、ともに地域経済の振興に努めるものとする。

2 大企業者は、地域経済の振興を図るため、市産品の利活用並びに商工会議所、商工会及び中小企業団体等への加入に努めるものとする。

(商工会議所、商工会及び中小企業団体等の役割)

第9条 商工会議所、商工会及び中小企業団体等は、中小企業者等の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が行う中小企業等の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、中小企業者等が経営革新及び経営基盤強化に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給をはじめ経営相談等を通じて支援を行うことにより、地域の中小企業等の発展に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第11条 市民は、中小企業等の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、消費者として、市産品及び市内で提供される商業サービスを積極的に利用するよう努めるものとする。

(中小企業等に関する施策の公表)

第12条 市長は、第5条の基本計画の策定の日から1年を経過した日の属する年度から毎年1回、中小企業等の振興に関する主たる施策の実施状況を公表するものとする。

(意見の反映等)

第13条 市長は、中小企業等の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者等その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者等その他の関係者に対し、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るための審議会等を年1回以上開催し、しかるべき措置を講じなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。